

大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の再雇用に関する規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程 166

最近改正 令和 5. 4. 30 規程 171

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）の一部を改正する規程（令和 5 年 4 月 30 日規程第 169 号）附則第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）を定年により退職した職務限定職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「再雇用職務限定職員」とは、本法人を定年により退職した職務限定職員のうち、引き続きこの規程により本法人に採用される者をいう。

2 この規程において「フルタイム再雇用職務限定職員」とは、再雇用職務限定職員のうち、常時勤務する者をいう。

3 この規程において「パートタイム再雇用職務限定職員」とは、再雇用職務限定職員のうち、常時勤務する者以外の者をいう。

(再雇用)

第 3 条 本法人は、本法人を定年により退職した職務限定職員が、引き続き勤務することを希望する場合には、1 年を超えない範囲内で任期を定めて勤務する職務限定職員に採用（以下「再雇用」という。）することができる。ただし、心身の故障のために業務に堪えない等、職務限定職員就業規則第 20 条の解雇事由に該当する場合は再雇用の対象としない。

(任期の更新)

第 4 条 本法人は、再雇用をされた職務限定職員について、職務限定職員就業規則第 20 条の解雇事由に該当しない限り、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該任期を 1 年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の任期の更新は、再雇用された日から起算して 5 年を越えないものとする。

(試用期間)

第 5 条 再雇用職務限定職員には、試用期間を設けないものとする。

(兼業)

第 6 条 パートタイム再雇用職務限定職員には、職務限定職員就業規則第 31 条に定める兼業を適用しない。

(勤務時間等)

第 7 条 再雇用職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、次条に定めるもののほか、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する

る規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第8条 再雇用職務限定職員の再雇用をされた年の年次有給休暇は、当該職員が退職時において有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

(自己啓発等休業)

第9条 再雇用職務限定職員には、職務限定職員就業規則第37条に定める自己啓発等休業を適用しない。

(表彰)

第10条 再雇用職務限定職員が大阪公立大学医学部附属病院職員表彰規程第6条に定める永年勤続表彰に該当する場合においても、これを表彰しない。

(懲戒)

第11条 再雇用職務限定職員について、定年により退職した日までの引き続く職務限定職員としての在職期間中の行為が、職務限定職員就業規則第40条各号の懲戒の事由に該当したときは、これに対し懲戒に処することができる。

(給与)

第12条 再雇用職務限定職員の給与に関する事項については、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員給与規程に定めるところによる。

(就業規則の適用)

第13条 再雇用職務限定職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、職務限定職員就業規則を適用する。

附 則 (令和3.5.31 規程166 (令和4.3.31 規程502))

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(再雇用特定職員の取扱い)

- 2 第2条第1項及び第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、大阪市立大学特定職員の再雇用に関する規程第2条第1項に定める再雇用特定職員（以下「再雇用特定職員」という。）であった者は、施行日から再雇用職務限定職員となるものとする。
- 3 再雇用特定職員から再雇用職務限定職員となった者の第4条第2項の規定の適用については、同項中「再雇用された日」とあるのは、「再雇用特定職員となった日」とする。

附 則 (令和4.3.31 規程502)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.4.30 規程171)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(定年退職者の再雇用に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第5条第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「5年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年3月31日までの期間に60歳で定年した者	5年
令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に61歳で定年した者	4年
令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間に62歳で定年した者	3年
令和9年4月1日から令和11年3月31日までの期間に63歳で定年した者	2年
令和11年4月1日から令和13年3月31日までの期間に64歳で定年した者	1年